

2021年9月30日

各位

会社名 日本エコシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松島 穰
(コード番号：9249 東証市場第二部・名証市場第二部)
問合せ先 取締役管理本部担当 稲生 篤彦
電話番号 0586-25-5788 (代表)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金2,120円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,060円～2,120円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,120円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,961円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 100,000株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 公募による募集株式発行

増加する資本金	656,935,000 円 (1株につき 980.50 円)
増加する資本準備金	656,935,000 円 (1株につき 980.50 円)
上場時資本金の額	745,823,888 円

(2) 第三者割当による募集株式発行

増加する資本金 (上限)	98,050,000 円 (1株につき 980.50 円)
増加する資本準備金 (上限)	98,050,000 円 (1株につき 980.50 円)

5. 販売先指定 (親引け) の件

(1) 親引け先の概要

JES社員持株会 (理事長 吉田 豊)
愛知県一宮市本町二丁目 2 番 11 号 JES 一宮ビル

(2) 親引けしようとする株式の数

当社普通株式 8,500 株

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、上記 1. の発行価格となります。

(4) ロックアップについて

下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(5) 親引け後の大株主の状況

公募による募集株式の発行を勘案した親引け後の JES 社員持株会の所有株式数は 17,500 株 (潜在株式数を含む株式総数の 0.63%) となり、第 8 位の大株主となります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 670,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 100,000株 |
| (3) 申 込 期 間 | 2021年10月1日（金曜日）から
2021年10月6日（水曜日）まで |
| (4) 払 込 期 日 | 2021年10月7日（木曜日） |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2021年10月8日（金曜日） |

2. ロックアップについて

公募による募集に関連して、貸株人である松島穰並びに当社株主である松福株式会社、オクヤホールディングス株式会社及び松島 啓晃は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2022 年 4 月 5 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021 年 9 月 8 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（2022 年 4 月 5 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。